

磐 監 第 83 号

令和 3 年 8 月 24 日

磐田市議会議長 寺 田 幹 根 様

磐田市監査委員 鈴 木 得 郎

同 東 功 一

同 加 藤 文 重

定期監査結果の報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告する。

令和3年度

定期監査結果報告書

(第2回)

磐田市監査委員

定期監査結果報告

1. 監査の対象、期間及び監査日

対象		監査日
部課名	期間	
総務部	情報政策課	令和2年4月から 令和3年2月まで 令和3年7月1日
	危機管理課	令和2年4月から 令和3年2月まで 令和3年7月1日
	市民課	令和2年4月から 令和3年3月まで 令和3年7月1日
	契約検査課	令和2年4月から 令和3年2月まで 令和3年7月2日
	職員課	令和2年4月から 令和3年3月まで 令和3年7月2日
	総務課	令和2年4月から 令和3年3月まで 令和3年7月2日
福田支所 竜洋支所 豊田支所 豊岡支所		令和2年4月から 令和3年3月まで 令和3年7月8日
消防本部		令和2年4月から 令和3年2月まで 令和3年7月2日
議会事務局		令和2年4月から 令和3年3月まで 令和3年7月2日

2. 監査の方法

磐田市監査基準に基づき実施した。提出された監査資料、関係帳票及び証ひょう書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、事務執行が関係法令に基づき適正に執行されているかどうかを監査した。

3. 監査の結果

監査した事務は、概ね適正に処理されていると認められたが、一部において改善・検討を要する事項が見受けられた。その監査結果の概要は、次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度、関係職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略した。

【総務部 情報政策課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【総務部 危機管理課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

自主防災倉庫用地について、平成25年度に実施した国土調査により3筆に分筆したが、土地台帳を修正しておらず、このうち1筆については市道として道路台帳に重複して登録している状態であった。

公有財産の異動がある場合は、公有財産台帳へ速やかに反映させるとともに、財産に関する調書に正しく記載されたい。

【総務部 市民課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【総務部 契約検査課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【総務部 職員課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【総務部 総務課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【総務部 福田支所・竜洋支所・豊田支所・豊岡支所】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【消防本部】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

感染性産業廃棄物収集・運搬及び処分業務の手数料について、産業廃棄物管理票に記載された廃棄物の収集数量と請求書に記載された数量が相違している月があり、誤った請求金額のまま支払われていた。当該手数料は毎月の収集量により変動するものであるため、請求時には報告された管理票の内容と必ず照合し支払うこととされたい。

【議会事務局】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし